

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 9 月 8 日現在

機関番号：12603

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13547

研究課題名(和文) オスマン朝とクルド、テュルク系遊牧民の交流と対立の史的研究

研究課題名(英文) Historical study on interactions and conflicts between the Ottoman Empire and Kurdish, Turkish nomads

研究代表者

岩本 佳子 (IWAMOTO, Keiko)

東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化研究所・研究員

研究者番号：90736779

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：17世紀末から18世紀初頭に、オスマン朝で行われたテュルク、クルド系遊牧民に対するシリア北部への定住化政策を、国庫ではなく帝都イスタンブルのウスキュダル地区のワクフ(イスラーム法に基づく信託制度)に「税」を払うという特殊な扱いを受けていたクルド、テュルクメン系遊牧民諸集団に着目して、当時のオスマン朝やアナトリア、シリア地域に与えた影響を解明した。これを通じて、混迷を深めるシリア情勢を中心とした現代の中東および世界情勢や、近代期に「民族」とみなされるに至る多文化・多言語・多宗派の社会が、中東地域に、歴史的にいかにして形成されてきたかを明らかにすることに貢献した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、主にワクフに関するオスマン朝の行政文書類を主要史料として蒐集・分析し、研究史上初めて、トルコ共和国・アンカラのワクフ総局中央図書館所蔵の公文書史料の悉皆調査を数度に渡って行い、調査、蒐集した史料の分析などを進めた。

税制のみならず定住化政策をめぐるワクフに属する遊牧民は他とは異なる扱いを受け、原則として定住化政策の対象外であったこと、このような複層化した税制や統治制度は、統治者と被統治者の両者に混乱をもたらすと同時に、両者が自己利益の最大化を図るべく振る舞うことも可能とし、様々な人間集団から成る現代の中東社会を生み出す一端となっていたこともまた指摘した。

研究成果の概要(英文)：This study examines the Ottoman Empire's policy of settling Turkic and Kurdish nomads in northern Syria from the end of the 17th century to the beginning of the 18th century. It focuses on Kurdish and Turkmen nomadic groups subjected to a special taxation system in the Uskudar/Scutari district of Istanbul. Under this system, the nomadic groups were taxed in a fashion similar to the waqf (a trust system based on Islamic law). I elucidate the impact of this settlement policy on the contemporaneous Ottoman Empire as well as the modern-day Anatolian and Syrian regions. Through this study, I highlight the historical context in the Middle East and neighboring regions around the turn of the 18th century and clarify how multi-cultural, multi-lingual, multi-denominational societies were historically formed in the Middle East before coming to be considered "nations" in the modern era.

研究分野：歴史学

キーワード：オスマン朝 遊牧民 テュルクメン クルド 定住化 ワクフ シリア トルコ

## 1. 研究開始当初の背景

中東地域では、乾燥気候に適用し、一カ所に定住して農耕や牧畜を行うには適さない荒地を、季節ごとに一定の牧地を求めて移動しつつ牧畜を行うことで、継続的に利用することを可能にした遊牧民 nomads/pastoral nomads が、歴史上、多数存在した。

このような乾燥地域を含む、中東、南東ヨーロッパ、北アフリカを 600 年近くにわたって支配したオスマン帝国 / オスマン朝 (ca. 1300-1922) においては、「柔らかい専制」とも評されるその柔軟な統治を反映して、オスマン朝領内に住む遊牧民が、その軍事力や軍需品である弓矢、軍馬を提供するなど、オスマン朝の統治や支配に協力することと引き換えに一定の免税特権を与えられるなど、遊牧民の特性や特徴を、その支配や統治に取り込み活用させる事例が広く見られた。それに対して、領内の遊牧民を強制的に特定の土地に住まわせ、遊牧生活を放棄させて定住化させ、農耕に従事させるような政策は、原則として長らく行われてはこなかった。

しかし、17 世紀末から 18 世紀初頭にかけて、オスマン朝では、史料では「テュルクメン」や「クルド」など、現代の民族自認や意識とは必ずしも直接つながるわけではないものの、そのように呼称されたテュルク系、クルド系の様々な遊牧民諸部族へ向けて、現代のラッカ市を中心としたバリフ川流域一帯に相当するシリア北部地域への定住化と、遊牧の放棄と農業の実施を大規模かつ強制的に迫る政策が実施された。このシリア北部への大規模な遊牧民強制定住化政策は、19 世紀に西洋列強の圧力や影響を受け、西洋近代化改革が本格化するにつれ、オスマン朝全域で幅広く行われた遊牧民強制定住化政策の嚆矢であると評価され、遊牧民の高い移動性や非定住性を、国家の利益のために積極的に活用する従来の政策からの転換点であるといえる。また、この定住化政策は地域の宗派や民族といった人間の諸集団の構成や、当該地域の自然環境にも影響を与えた。現在のシリア共和国やその周辺地域にはテュルクメン / テュルクマーン、クルドを自認する住人が多数存在し、それら多様な人間集団の存在は、現在のシリア内戦や中東さらには世界情勢において、大きな存在感を有している。

このシリアへの定住化政策については、主にトルコの研究者により研究がなされてきた。例えば、オルホンル (C. Orhonlu, *Osmanlı İmparatorluğu'nda Aşiretlerin İskânı*. İstanbul: Eren Yayınları ve Kitapevi, 1987.) は、17 世紀末を中心にシリア北部への遊牧民定住化政策を初めて本格的に分析した。続けて、Y. ハラチュオール、M. チェリクデミル、最新の研究ではカサバ (R. Kasaba, *A Moveable Empire: Ottoman Nomads, Migrants, and Refugees*. Seattle and London: University of Washington Press, 2009.) らが、研究を発展させ、この遊牧民の定住化政策がシリア北部地域のみならず、シリア、アナトリア全域の人口構成や社会の変化を促すことにもつながったことを明らかにした。

しかしながら、これまで行われてきた研究は、この遊牧民定住化政策が 17 世紀末から 18 世紀という時期にオスマン朝において始められた理由、さらには定住化政策が地域の自然環境や社会に与えた影響を明らかにしきれてはいない。シリア北部への定住化政策をめぐっては、ウィンター (S.H. Winter, "The Province of Raqqa Under Ottoman Rule, 1535-1800: A Preliminary Study." *Journal of Near Eastern Studies*, 68(4), 2009, 253-268.) のみがこれまで言及してきた、トルコ共和国・アンカラのワクフ総局中央図書館 Vakıflar Genel Müdürlük Merkez Kütüphanesi に収蔵される公文書・帳簿史料を数点用いて、オスマン朝が、シリア北部地域へ遊牧民を定住化させるにあたって、遊牧民の属する集団や税制・管理上の分類に応じて、大きく異なった対応がなされていたことを、研究代表者は研究史上初めて、発見し指摘した (単著 "A Study on the Turning Point of the Ottoman Policy toward Nomads: The Settlement Policy for Turkish and Kurdish Nomads in the Seventeenth and Eighteenth Centuries." IWAMOTO Keiko 『日本中東学会年報』32(2), 2017, 69-95.)

上記のワクフ総局中央図書館に所蔵される史料の全容を、長期にわたる調査で明らかにし、それらを用いて、新たな視座から 18 世紀初頭のシリア北部へのテュルク、クルド系遊牧民の定住化政策を研究する余地および重要性は十分に存在していると考え、研究代表者は本研究に着手した。

## 2. 研究の目的

17 世紀末から 18 世紀初頭にかけて、オスマン朝で行われたテュルク、クルド系遊牧民に対するシリア北部への定住化政策が、本研究の研究対象である。他の遊牧民集団との比較や時代背景との関係に着目しつつ、特に、オスマン朝の帝都であったイスタンブールのウスキュダル地区に位置する、アティーク・ヴァーリデ・スルタン・モスクなどに設定された「ワクフ」と呼ばれるイスラーム法に基づく信託制度の財源を成す遊牧民の集団、すなわち具体的には、国庫に租税を支払うのではなく、租税に相当する額を上記のワクフに支払い、その支払われた額がワクフの運営資金とされる特殊な遊牧民が、上記のシリア北部への定住化政策において、どのように扱われたのかという問題に着目し、以下の研究目的を設定した。

1) オスマン朝の対遊牧民政策の転換点である 18 世紀初頭のシリア北部へのテュルク、クルド系遊牧民の定住化政策の始まりとその経過、帰結を、個別の具体事例に基づいて、政策の制度面と実際の運用の両面から整理する。特に、ワクフに属する遊牧民が、上記の強制定住政策の対象とされなかった理由を明らかにし、オスマン朝の対遊牧民政策の多様性や他地域、他の時代と

の相違を説明する。

2) シリア北部への遊牧民定住化政策が、シリア北部地域の社会や自然環境、さらには当時のオスマン朝やアナトリア、シリア地域の自然環境や社会に与えた影響を説明する。

ここから、シリア北部地域への定住化政策の事例を通じて、人類が所与の環境にどのように対応してきたのか、現代の世界情勢にも大きな影響を及ぼす現代の中東情勢へと至る、近代期に「民族」とみなされ、「民族」を構成することになる、多文化・多言語・多宗派の社会が中東地域において歴史的にどのように形成されてきたか、現代中東の多様な社会は歴史的にはどのように生み出されたのかという問題の一端を明らかにし、現代の諸問題を解決するための考察材料を提供することまでを、研究の狙いおよび射程とした。

### 3. 研究の方法

本研究では、17-18世紀にテュルク、クルド系遊牧民に向けて発布された定住化令と、シリア北部への遊牧民の定住化を強制し進展させるために実施された、定住希望者および定住命令受諾者または拒否者に対する施策を整理し分析することが必要である。

したがって、本研究では行財政に関するオスマン語（アラビア文字で書かれたトルコ語。オスマン帝国における行政上の事実上の公用語）公文書や帳簿を中心に、

1. 税や土地の割り当てを記した財務・税務関係の帳簿類
2. 勅令や命令、嘆願や嘆願に対する返答を記した行政文書類
3. オスマン語、アラビア語、ペルシア語で書かれた年代記史料
4. ヨーロッパ人旅行者による旅行記

といった史料を主要史料として用い、それらの蒐集と分析を研究の基本手法とした。その中でも上記の1、2にあたり、本研究の中核史料となる、オスマン語で書かれた、オスマン朝の公文書・帳簿史料を多数収蔵するトルコ共和国イスタンブールの大統領府オスマン文書館、アンカラの地券・地籍簿総局文書館、共和国文書館、ワクフ総局中央図書館で、初年度にのべ1ヶ月弱、次年度にはのべ1.5ヶ月弱、最終年度には「日本学術振興会海外特別研究員」制度を活用し、1年間の史料調査を行った。特に、本研究においては、ワクフ総局中央図書館での史料調査を重視し、主として行った。ワクフ総局中央図書館には、主にワクフに属する、すなわちワクフの財源に組み込まれ、国に支払う租税分の金額を国ではなくワクフに支払うクルド、テュルクメン系遊牧民の生産活動やワクフ宛の支払い記録、地域住民の管理、シリア、アナトリアといった遊牧民の居住地現地から中央への上申や苦情の申し入れ、およびそれらに対する中央からの返答や対応の指示に関する諸命令を記録したオスマン語の財務帳簿や文書が多数収蔵されている。しかし、既に述べたように、先行研究においては、ウィンターが同文書館所蔵の一部の財務台帳を用いているのみであり、史料の全体像を含めて未だに未説明の点が多々存在する。

本研究では、同文書館に収蔵される史料を、研究史上初めて本格的に活用することを目標に、トルコ共和国・アンカラのワクフ総局中央図書館所蔵資料の悉皆調査を数度に渡って実施した。そして調査の場で蒐集した史料の分析および関連する研究成果の調査と分析を進め、ワクフ所属の遊牧民とワクフに所属していない遊牧民の比較研究を行うにあたっての基盤の形成に努めた。

### 4. 研究成果

上記の史料調査により、ワクフ総局中央図書室所蔵のワクフ所属の遊牧民に関する史料について、以下の概要が明らかとなった。

調査対象史料：VGM.d. 315, 316, 317, 318, 319, 321, 322, 323, 324, 325, 328, 329, 331, 332, 333, 335, 342, 344, 345, 351, 355, 357, 362.

上記の計19点の帳簿は、いずれも「Kuyudat-i evamir-i Alişan Kalem-i muhasebe-i haremüş-şerifeyn」などの文言が表紙に記された、両聖地（メッカおよびメディナ）ワクフなど、ワクフ関係の事項に関して財務局により作成された命令記録を集成した台帳である。上記の台帳の中で、最も古い記録はVGM.d.316の1653年付命令の記録、最も新しいものは、VGM.d.357の1769年付の記録となり、全19点中17点と大半の台帳が、17世紀末から18世紀後半までの記録を収録している。平均して、1点の台帳は163葉から成り、1葉には6点程度の命令の記録が収録されている。その中で、ワクフに属する遊牧民に関する命令は、全体の3割程度を占めており、収録時期や点数に大きな偏りなどはなく、帳簿の全葉に万遍なく見られる。

上記の史料調査および取得した史料の分析により、本研究での主たる考察対象とした、なぜ、ワクフに所属する、すなわち、国庫へ税を支払うのではなく、税に相当する金額をワクフに支払う遊牧民（以下、「ワクフ所属の遊牧民」と呼称）と、ワクフには属さず、国庫に税を支払う、いわばワクフ非所属の通常の遊牧民の間で、シリア北部への遊牧民定住化政策をめぐって異なる施策がとられたのか、どのような異なる扱いをワクフ所属もしくは非所属の遊牧民は受けたのか、ワクフ所属もしくは非所属の遊牧民間の異なる扱いが、オスマン朝下の諸地域や、その政策にどのような影響や余波を引き起こしたのか、といった問いに対して、以下の内容が回答として述べられる。

ワクフ所属の遊牧民は、国庫へ税を払う遊牧民とは異なる税制や管理体制のもとに以前から置

かれ続けていたことを理由に、「国家の政策」であるラッカー帯への遊牧民諸部族の大規模定住化政策のそもそも対象外であると中央政府により認識され、扱われていた。そもそも、臣民を管理し支配するオスマン朝中央は、国もしくはワクフの遊牧民の峻別と、両者の税制や管理における異なった扱いを保ち続け遵守しようとしており、このことが、両者がシリア北部への遊牧民定住化政策において、異なる扱いを受けた主たる理由であった。ここには、「遊牧民の大規模定住化」という従来の対遊牧民政策の転換を迎えた17世紀末においても、既存の秩序や制度を維持しようとする中央政府や担当部局の姿勢や方針があらわれていた。そして、そこには、17世紀および18世紀のオスマン朝における、大規模なワクフの管理職をつとめ、ワクフの運営資金として多額の収入や運用資金を得ていた母后や黒人宦官長らを中心としたオスマン朝宮廷と、財務官や大宰相府を中心とした国庫や国政側の、徴税権や管轄権、権力の主導権をめぐる対立などが背景にあり、16世紀のオスマン朝君主を頂点とした中央集権体制から、官僚やオスマン皇族、イエニチェリなどから成る軍、そしてウラマーなどの宗教勢力といった各派閥や勢力が権力の主導権を奪い握り合う、まさに17世紀から18世紀のオスマン朝における特徴的な権力構造のあり方があらわれていたといえる（口頭発表“Tax Survey as a Reference Material: A Study on Tahrir Defteri Utilization in the Post-Classical Ottoman Empire,” IWAMOTO Keiko, 2nd International Congress on Ottoman Studies (OSARK) @Tirana International Hotel, Tirana, ALBANIA, 2018年10月18日; 単著『帝国と遊牧民：近世期オスマン朝の視座より』岩本佳子, 京都大学学術出版会, 2019年）。

さらに、国もしくはワクフという徴税や管理の管轄権の相違の存在は、国の役人やワクフ運営資金の徴収人などに、その相違に応じた対応を迫ることもつながった。税やワクフの運営資金を徴収され、時には強制移住や定住化の対象とされた遊牧民の側も、登録された居住地から逃散し、逃亡し、どの管轄下に属するかを補足し把握できなくするという、遊牧民の持つ移動性の高い生活や生産様式を効果的に活用して、各種命令や管轄の対象から外れることを可能としていた。そこでは、税逃れや定住化令から逃れるために、ワクフや国、もしくは元来属していたものとは異なる徴税単位（ムカーター）に属する遊牧民の集団へ合流するといった各種の対抗手段をとるといったことも、しばしば行われていた。そして、国の役人や徴税人の、ワクフ所属の遊牧民に対する国税の支払要求や定住化要求は、本来、ワクフの遊牧民は国の徴税や管理の管轄外であるため、そのような要求の対象外であり不法行為になるにもかかわらず、頻りに史料の中に確認できた。その背景には、国の徴税や管理機構とパラレルな関係にあった、ワクフに支払われる額とそれを徴収するワクフのヴォイヴォダ（ワクフの徴収人）との国の役人や機構との間に、管轄や支配権をめぐる混乱や対立が存在していたことがあった。支配を受け、金を支払う対象が国のみではなくワクフも存在するという、税制や管轄の複相性と、その複相性に乗じて税や金を取り立てる側と取り立てられる側双方が、自己の利益を最大化するために、複相性を利用して行動していたことも、史料からは確認できることが判明した（口頭発表（招待）「ワクフのレアーヤー」たる遊牧民：オスマン朝における徴税権の複層化とその影響」岩本佳子, 2019年度東洋史研究会大会, 京都大学文学部, 2019年11月4日）。

このように、税制のみならず定住化政策をめぐってもワクフに属する遊牧民は他とは異なる扱いを受け、原則として定住化政策の対象外であったこと、複層化した税制や管理制度は、統治者と被統治者の両者に混乱をもたらしたのみならず、双方が自身の利益の最大化を図るべく振る舞うことを可能としたことを、明らかとした。また、上記の定住化政策、および遊牧民の属する集団毎の施策や制度の相違が、様々な人間集団から成る現代の中東社会を生み出す一端ともなったことも、本研究の成果として指摘でき、歴史的かつ長期の視点から、現在の中東情勢や世界情勢を理解する上でも、本研究成果が役立つことが、本研究の波及効果および展望として指摘できる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 岩本佳子	4. 巻 88
2. 論文標題 「スルタン」から「パーディシャー」へ：オスマン朝公文書における君主呼称の変遷をめぐる一考察	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 イスラム世界	6. 最初と最後の頁 29-56
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 IWAMOTO Keiko
2. 発表標題 Tax Survey as a Reference Material: A Study on Tahrir Defteri Utilization in the Post-Classical Ottoman Empire
3. 学会等名 2nd International Congress on Ottoman Studies (OSARK) @Tirana International Hotel, Tirana, Albania (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 岩本佳子
2. 発表標題 参照資料としての租税台帳：オスマン朝行政における16世紀以降の租税台帳の活用に関する考察
3. 学会等名 日本中東学会第33回年次大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 岩本 佳子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 京都大学学術出版会	5. 総ページ数 338
3. 書名 帝国と遊牧民：近世オスマン朝の視座より	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----